

上海海事局が公表した「長江保護法」関連の Q&A 日本語訳

2021年12月 Chematels 編集部

質問 1.

洋山深水港の水域は、長江保護法で規定されている長江流域に属していますか？

回答

洋山深水港の水域は、長江保護法に規定されている長江流域に属していないため、長江保護法第 51 条第 2 項の禁輸要件は適用されないこととなります。一方、外高橋港の水域は長江の上海区間の一部であり、禁輸措置の対象となっています。

質問 2.

禁輸品の国連番号（UN 番号）は発表されるのか？

回答

「危険化学品目録（2015 年版）」には、国連番号（UN 番号）は記載されていません。個々の化学物質に固有の識別番号である CAS 登録番号を使用して禁止物質を識別します。

CAS*登録番号が「危険化学品目録（2015 年版）」および「内河禁運危険化学品目録（2019 版）」に掲載されていない場合、または CAS 登録番号が「危険化学品目録（2015 年版）」に掲載されていても、備考欄に「劇毒（劇毒）」の文字が記載されていない場合は、長江の上海区間での禁輸の対象にはなりません。

*CAS : (Chemical Abstracts Service)

質問 3.

2021 年 3 月 1 日以降、危険物の海上輸送について海事局に申告する際、CAS 番号の提供は必要ですか？

回答

申告する海上危険物の国連番号（UN 番号）が、「危険化学品目録（2015 年版）」および「内河禁運危険化学品目録（2019 版）」の禁制品の国連番号（UN 番号）に属する場合は、さらに危険物の SDS（化学品安全技術説明書）を提供する必要があり、それには製品（成分含む）の CAS 番号を記載する必要があります。

質問 4.

長江保護法第 51 条第 2 項に違反して禁輸品を輸送している者を海事当局が摘発した場合、誰が処罰されるのか？ 輸送を担当するのは船会社なのか、それとも貨物の所有者や荷主なのか？ 所有者や荷主が禁止貨物を隠した場合、船会社は罰せられるのでしょうか？

回答

長江保護法の規定に違反して、長江流域の内陸水路で国が禁止している猛毒化学物質やその他の危険化学物質の輸送を行った場合、罰則は主に規定に違反して長江区間で禁止されている物品を依然として輸送している運送業者に課されますが、荷主や物品の所有者が禁止されている物品を偽って隠し、運送業者に何も知らせずに輸送させた場合も、海事部門は規定に基づいて荷主を処罰します。

質問 5.

「内河禁運危険化学品目録（2019 版）」の禁止貨物は、バルク危険化学品のみですか？ コンテナで輸送される場合は制限されないのか？ タンクで輸送される危険化学品は、バルク輸送に分類されますか？ ボンベやタンクに危険化学品が入っていても、長江の上海区間で輸送できますか？

回答

「内河禁運危険化学品目録（2019 版）」には、パッケージの状況に関係なく、輸送が完全禁止されている 228 種類の化学品と、ばら積みでの輸送は禁止されているものの、スチールシリンダー、ポータブルタンク、コンテナなどのパッケージ輸送が許可された 85 種類の化学品が含まれています。

質問 6.

「3%カルボフラン」の輸送について、カルボフランは劇毒化学物質ですが、低濃度製品のため危険貨物分類鑑定を行った結果、「危険化学品目録（2015 年版）」に該当しないことが判明していますが、輸送できますか？

回答

毒性の強い混合物については、GB 20592-2006（化学品分類、警示标签和警示性说明安全规范 急性毒性）記載の式にて毒性値を算出することができます。

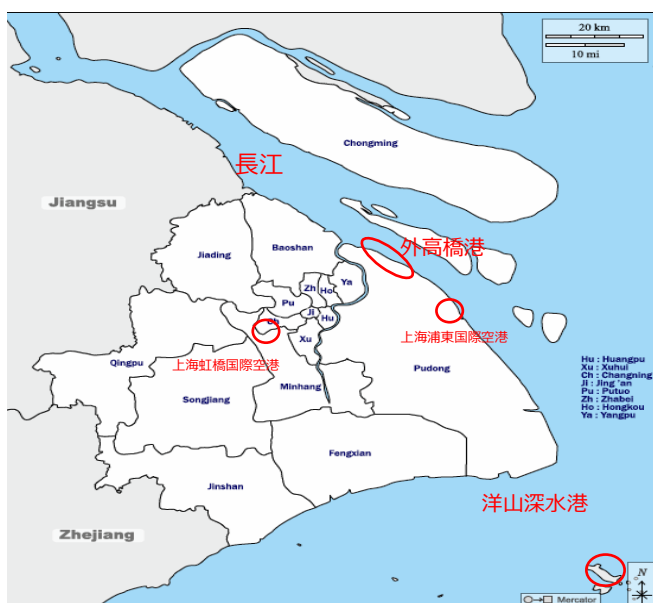
質問 7.

危険等級 3（副等級 6.1）の危険化学品の混合物で、国連番号（UN 番号）は「内河禁運危険化学品目録（2019 版）」に準拠し、CAS 登録番号は「内河禁運危険化学品目録（2019 版）」に準拠していませんが、輸送は可能ですか？ 国連番号（UN 番号）が「内河禁運危険化学品目録（2019 版）」に適合し、かつ「危険化学品目録」に掲載されている劇毒化学物質（CAS 登録番号対応）を含むが、量が少ない別の混合物を輸送することは可能ですか？

回答

完全禁輸種の「内河禁運危険化学品目録（2019 版）」の判断ルールによると、輸送禁止成分が含まれる混合物は、以下の条件のいずれかを満たす場合、完全輸送禁止貨物として管理されます。

1. 不安定な爆発物
2. ・塩素酸アンモニウム（CAS 登録番号：10192-29-7）、
・濃度 72%以上の過塩素酸（CAS 登録番号：7601-90-3）、
・亜硝酸メチル（CAS 登録番号：624-91-9）、
・亜硝酸亜鉛アンモニウム（CAS 登録番号：63885-01-8）、
・可燃物含量 0.2%以下の硝酸アンモニウム（CAS 登録番号：6484-52-2）
を含む場合
3. GHS 危険有害性「水生環境有害性-急性」区分 1、または「水生環境有害性-慢性」区分 1 である場合



※本資料の閲覧および使用は、お客さまの自己責任でなされるものであり、本情報に基づいて被ったいかなる損害についても Chematels 編集部は責任を負いません。